

(案)

平成29年 月 日

大分市長 佐藤 樹一郎 様

大分市清掃事業審議会

会長 吉岡 義正

大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について（答申）

大分市清掃事業審議会条例第2条の規定に基づき、平成29年6月28日付け清管第487号により諮問のありました、大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について、本審議会では慎重に審議し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について

答 申

本審議会では、大分市家庭ごみ有料化制度について、有料化制度の継続の要否を含め制度内容について項目ごとに検証・検討を行い、平成29年8月に中間答申として取りまとめました。

その後、市が作成した家庭ごみ有料化制度見直し素案に関するパブリックコメントにより寄せられた市民意見の報告を基に審議を行い、家庭ごみ有料化制度の検証・検討について取りまとめましたので答申します。

なお、この答申に基づき、別紙のとおり「家庭ごみ有料化制度（見直し案）」を作成しましたので、市において十分検討のうえ制度を実施してください。

1. 家庭ごみ有料化制度の継続の要否について

平成26年11月から実施の家庭ごみ有料化制度については、実施から3年目を迎え市民の中で定着していることや、ごみの減量やリサイクルの推進に一定の成果が表れていること、家庭ごみの処理に係る費用負担の公平性が保たれていることから、本審議会としては、家庭ごみ有料化制度は継続することが妥当であると考えます。

2. 各項目の検証・検討について

(1) 制度の成果

家庭ごみ有料化制度の成果については、ごみ処理にかかる費用負担の公平性や、家庭ごみの減量・リサイクルの推進に効果が表れていると考えます。

(2) 対象となるごみ

対象となるごみについては、燃やせるごみと燃やせないごみとし、現行どおりが妥当であると考えます。

また、資源物などについては、引き続き分別を促進するために現行どおり対象外とし、剪定枝、落ち葉、草花についても、検討の結果、現行どおりが妥当であると考えます。

ボランティアごみについては、45リットルの袋は大きすぎるという意見や、交付するごみ袋の枚数や種類は実態に応じて柔軟な対応を検討してもよいのでは、などの意見があり、ボランティアごみに対する支援策について活動実態や経費等を考慮しながら可能な改善を検討することを要望します。

(3) 指定ごみ袋の種類と手数料額について

指定ごみ袋の種類については、排出量に応じたごみの減量が可能であること、金額については、他都市と比べても大きな差がないことや、市民負担を考慮する中、経済的インセンティブが働く額に設定したことによるごみの減量効果等から、現行どおりが妥当であると考えます。

(4) 手数料収入による用途について

手数料収入による用途については、現行どおり、有料化制度の実施に伴う事務費、廃棄物処理施設整備基金、ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費に充てるのが妥当であると考えます。

引き続き、ごみ減量・リサイクルの推進に係る事業に積極的に取り組むとともに、市民への周知・啓発に努め、また、事業者に対しても、過剰包装を控えるなどの家庭ごみの排出抑制につながるような取り組みについて働きかけを行うよう要望します。

なお、ごみ減量・リサイクルの推進に係る事業の中でも特に、市民に身近なごみステーションの設置や整備については、より一層充実した支援体制を望みます。

(5) 負担軽減措置

負担軽減措置については概ね現行どおりで妥当と考えますが、乳幼児の対象については、実態や経費の面などを考慮しながら、対象年齢の拡充を検討することを要望します。

(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策

不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策については、現行どおりが妥当であると考えます。

なお、引き続き啓発活動を充実するよう要望します。

(7) その他

この家庭ごみ有料化制度の運用については、常に検証を行う中、必要がある場合は実態に即して改善することを要望します。